

1 2 (4) 館林市立第四小学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

【定義】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条より）

【基本認識】

- (1) いじめは人権侵害であり、いじめを絶対に許さない学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

（群馬県いじめ防止基本方針より）

そこで、本校では全ての職員が「いじめほどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」という基本認識に立っていじめ防止に取り組む。

本校の教育目標である「思いやりのある子」（目指す児童像・誰とでも仲良くする子（低）・相手の気持ちがわかる子（中）・相手の立場を尊重できる子（高））をめざし、実現するために、「いじめ防止基本方針」を平成26年3月に策定した。

いじめ防止のために、次の3つを重点項目と定め、具体的な取組を実践していく。

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見と早期解決
- (3) 校内組織の充実と家庭や地域、関係機関との連携

2 重点項目への具体的な手立て

(1) いじめの未然防止

子どもを見取り、受け止め、励ますとともによさを認め合う学級づくりや居場所のある学校づくりに努めます。

- ① 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。具体的には、「縦割り班活動」、「地域交流活動」、「成果発表会」等を通じて、自己啓発をし、自他共に認め合う場を多く設定する。
- ② 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、達成感・成就感が味わえるような場面設定の工夫をする。具体的には1単位時間の中に必ず、一人1回は発表し、認め合う時間を設定する。週案に記し、計画的に取り組むようにする。そして、全ての児童の自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。
- ③ 道徳の時間に命の大切さについての指導を行い、また、規範意識や集団の在り方についての学習を深める。また、別葉を活用し、週案を計画することで、教育活動全体を通じて、全児童に意識させる。
- ④ 児童全員が「いじめは絶対に許されないことである」という認識が自発的にもてるように、児童運営委員会（以下児童会）を中心とした「いじめ防止活動」（表1）を展開する。
- ⑤ 担任と養護教諭やスクールカウンセラー等との連携など教育相談体制を充実させ、児童理解に努める。
- ⑥ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫によりコミュニケーション力を育成する。具体的には縦割りの清掃活動や委員会・クラブ活動の充実やあいさつ運動の継続を行う。
- ⑦ 教職員の人権感覚を磨くとともに、いじめに対する研修を推進する。
- ⑧ インターネットの上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えない行為であることを理解させる等の情報モラルを身に付ける指導を充実させる。

(2) いじめの早期発見と早期解決

< 早期発見 >

日頃から児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめサインを見逃すことなく発見し、早期対応に努めます。

- ①「学校生活に関するアンケート」を毎月行う。また、朝の健康観察時に担任が一人一人、顔を見て呼名し、少しでも異常がある場合は声がけをする。さらに、必要に応じて家庭に連絡する。上記を通じて、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見に努める。
- ②気になる児童の様子を生徒指導部会や職員会議（位置付けられている）の場において情報交換し、共通理解を深め、全教員が当該児童を見守れるようにする。
- ③放課後等の見えないところでのいじめの早期発見ができるように、積極的に児童や保護者とコミュニケーションを図る。
- ④地域と日常的に連携する。
- ⑤自殺の危険が高まった場合は、的確に対応する。

< 早期解決 >

いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。また、組織的かつ継続的に対応します。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会又は、臨時職員会議等組織で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で家庭と連携し、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたりるとともに、傍観者の立場にいる児童たちにも適切な指導をする。
- ③学校内だけでなく関係機関と連携して解決にあたる。
- ④いじめ被害児童には、担任とスクールカウンセラーや養護教諭が連携を図り、心のケアに努める。
- ⑤「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」や「いじめの認知について」を参考にして、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認の上、正確な認知件数を計上していく。

(3) 校内組織の充実と家庭や地域、関係機関との連携

- ①学校内の組織を整え、確実に機能させる。
 - ・生徒指導部会を定期的で開催する。校内のいじめ対策問題の進捗状況の確認や生活アンケート結果についての情報交換、校内の諸問題対応を話し合う。生徒指導部会は生徒指導主任、低中高ブロックの生徒指導担当及び教育相談担当、養護教諭からなる（教育相談部会も兼ねる）。
 - ・いじめ防止対策委員会を設置し、適切に開催する。いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、養護教諭、児童会担当、低中高ブロック代表による、いじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催し、当該担任やスクールカウンセラー、医療ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーが参加する。
- ②生徒指導連絡体制の作成により、生徒指導主任を中心に、迅速で組織的な対応ができるよう努める。
- ③学校便りやホームページ、学年通信などを活用して、いじめ防止についての学校での取組を紹介したり、家庭への協力を依頼したりする。
- ④関係機関との連携により、未然防止や問題発生時の迅速な解消を図る。
 - ・人権擁護委員との連携により、未然防止に関する啓発活動を行う。
 - ・いじめの内容に応じて、児童相談所や警察との連携して迅速な問題解消を図る。
- ⑤校内の教育相談体制を再確認するとともに、新年度のできる限り早期に児童との面談を実施するなど、児童が発する変化の兆候（悩みやいじめの訴え等）を積極的に受け止める。
- ⑥個人情報の取扱いに十分留意しながら、進学先や転学先の学校に対し、個々の児童の指導上の留意点等について積極的に申し送りをする。

(4)平成30年度「いじめ防止活動年間計画」

(館林市立第四小学校児童会いじめ防止活動年間計画)

目標	児童一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的・実践的な態度を育てる。	
	全県の取組	児童会活動と教師の支援
4月	県ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止ポスターや標語の掲示・活用 ※いじめの認知 <ul style="list-style-type: none"> ・教室や廊下に掲示し、いじめ防止に対する意識を高める。 ・児童集会等で、ポスターの意味や全県下での取組について説明する。 ○1年生を迎える会 <ul style="list-style-type: none"> ・不安な気持ちの1年生を温かく迎え、仲良く助け合って学校生活を送ることを全校に周知する。
5月	春の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> ○放送委員会による啓発 「おぜのかみさま」等の校内放送(年間) ○四小ルール(携帯・スマホ・ゲームの使用ルール) 定着確認調査 ○代表者会議を開く。「それいいね運動」の具現化に向けて ・今年度のスローガンを決定し、全校に周知する。 ○アンケートの実施・集計・活用① <ul style="list-style-type: none"> ・児童運営委員が集計結果について、掲示板を使って周知する。 ・結果を基に、学級ごとに児童が主体になりながら、いじめをなくす取組について話し合う。 ○ハイタッチあいさつ運動の実施① <ul style="list-style-type: none"> ・児童運営委員によるあいさつ運動を行う。 ⇒のぼり旗、スローガンを表示し、地域にもアピールする。
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○ハイタッチあいさつ運動の実施② ○代表者会議を開く。「それいいね運動」振り返り ・結果を基に集会を開き、児童運営委員による寸劇を交えながら、いじめについて全児童で考える。
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○ハイタッチあいさつ運動の実施③ ○いじめポスターや標語づくりにむけ呼びかけ、アドバイスを行う。 ・スマホ等のネットの危険やネットいじめについて学習する(5・6年)。 ○児童会が考えたゲーム・スマホの使い方を保護者・児童むけで配付 ○一学期の振り返りを行う。
8月 9月 10月		<ul style="list-style-type: none"> ○ハイタッチあいさつ運動の実施④ ○いじめポスターの回収・応募・活用 ○ハイタッチあいさつ運動の実施⑤ ○児童会主催による、いじめ防止標語(スローガンとして)の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・標語コンクールを行う。 ・放送委員会、給食委員会による標語の発表(全校児童半分) ○代表者会議を開く(各委員会の委員長を集め、各委員会で行えるいじめ防止策を策定・実施し、報告会を開き、状況と今後の計画をランチルームで発表することを伝える)。「それいいね運動」の推進
11月	邑楽館林いじめ防止フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイタッチあいさつ運動の実施⑥ ○アンケートの実施・集計・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・各地区作成のいじめ防止宣言リーフレット配布予定 ○学級の強みと弱みを基に、個々が行動目標を立て、実践する。 ○公民館祭りで本校のいじめ防止の取り組みを発信
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイタッチあいさつ運動の実施⑦ ○各地区作成のいじめ防止宣言リーフレット内容を各地に広げる。 ○いじめ防止ポスターの掲示・活用 ○「ゲーム・スマホの使い方」児童・保護者への配布 ○二学期の振り返りを行う。
1月		<ul style="list-style-type: none"> ○ハイタッチあいさつ運動の実施⑧ ○放送委員会、給食委員会による人権標語の発表 ○学級活動の充実⇒行動目標に対しての自己の振り返り ・スマホ等のネットの危険やネットいじめについて学習する(4年)。 ・「子どものケータイ・スマホ家庭で話し合しましょう」等保護者へ配布
2月	市町村別いじめ防止子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> ○二中と一緒ハイタッチあいさつ運動の実施⑨ ○本校の実践発表、意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・本校の取組を代表児童が発表する。「それいいね運動」のまとめ ・他校のよい取組を代表児童が発表する。
3月	児童生徒の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ○二中と一緒にハイタッチあいさつ運動の実施⑩ ○6年生を送る会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・卒業生に感謝の気持ちを持ち、自分たちでよりよい学校を作ろうとする意欲を高める。 ○代表者会議を開く <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。